

佐世保市規則第79号

佐世保市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び佐世保市景観条例（平成22年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第5号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 煙突その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (3) 広告塔、廣告板、裝飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 擁壁
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 観光用のエレベーター又はエスカレーター
- (7) ウオーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (9) 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
- (10) アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- (11) 自動車車庫の用途に供する工作物
- (12) 飼料、肥料、セメント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵するもの
- (13) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- (14) 風車
- (15) 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、跨線橋
- (16) 橋りょうその他これに類するもの
- (17) ゴルフ練習場その他これに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- (18) 太陽光発電施設その他これに類するもの
- (19) 前各号に定めるもののほか、市長が指定し告示したもの

(事前協議の方法)

第3条 条例第4条の規定による協議は、景観計画区域内等行為事前協議書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

ただし、行為者の行為を行う区域が黒島地区重点景観計画区域にあるものについては、黒島地区重点景観計画区域内行為事前協議書（様式第1号の2）を市長に提出することにより行うことができるものとする。

- 2 前項の協議書には、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書を添付するものとする。ただし、市長が、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。
- 3 協議書を提出する期限は、行為の届出等を行おうとする日の60日前の日（協議に係る事業計画が変更に60日を超える期間を要するものである場合は、当該事業計画の変更が可能な日）とする。ただし、市長が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、この限りでない。

（事前協議の完了）

第4条 市長は、前条の規定による事前協議が終了したと認めるときは、その旨を事前協議内容通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（届出対象行為）

第4条の2 条例第5条第1項の規定による景観計画区域及び重点景観計画区域における規則で定める行為の規模は、景観計画区域については別表第2において、重点景観計画区域については地区に応じ別表第3において、各表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ当該各表の右欄に定める行為の規模とする。

（景観計画区域内等における行為の届出）

第5条 法第16条第1項の規定による行為の届出は、景観計画区域内等行為届出書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内等行為変更届出書（様式第3号の2）により行うものとする。
- 3 前2項で定める届出書には、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書を添付するものとする。

（届出を要しない行為）

第6条 条例第6条第1号の規定による景観計画区域又は重点景観計画区域における規則で定める行為の規模は、景観計画区域については別表第4において、重点景観計画区域については地区に応じ別表第5において、各表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ当該各表の右欄に定める行為の規模とする。

- 2 条例第6条第2号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項、第21条第3

項又は第22条第3項の許可を受けて行う行為

- (2) 長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号）第18条第3項又は第20条第1項の許可を受けて行う行為又は届出を行う行為
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条、第43条の2、第125条、又は第127条の許可を受けて行う行為又は届出を行う行為
- (4) 長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第15条第1項、第16条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の許可を受けて行う行為又は届出を行う行為
- (5) 佐世保市文化財保護条例（昭和45年条例第17号）第6条又は第7条の許可を受けて行う行為又は届出を行う行為

(適合の通知)

第7条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知に係る行為が、景観計画又は重点景観計画に定める行為の制限（以下「景観形成基準」という。）に適合すると認めるとときは、その旨を適合通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の規定による適合の通知に係る行為に関し、当該行為を行う者が資料を追加で提出しようとするときは、景観計画区域内行為追加資料報告書（様式第4号の2）により行うものとする。

(行為の着手制限の短縮)

第8条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、景観計画又は重点景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めるとときは、法第18条第2項の規定による着手制限期間の短縮を、前条第1項の適合通知書と併せて通知するものとする。

(勧告)

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(命令)

第10条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。

(完了届)

第11条 条例第10条の規定による届出は、景観計画区域内等行為完了届出書（様式第7号）により行うものとする。

(景観計画区域内等における行為の通知)

第12条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内等行為通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知の内容を変更するときは、景観計画区域内等行為変更通知書（様式第8号の2）により行うものとする。

3 前2項の通知書には、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書を添付するものとする。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

（身分証明書）

第13条 法第17条第8項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第9号）によるものとする。

（景観重要建造物等の指定等）

第14条 法第20条第1項又は第29条第1項の規定による提案を行おうとするものは、佐世保市景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第21条第1項及び第30条第1項の規定による通知は、佐世保市景観重要建造物（樹木）指定通知書（様式第11号）により行うものとする。

3 法第21条第2項の標識（様式第12号）及び第30条第2項の標識（様式第13号）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）指定番号及び指定の年月日

（2）景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

4 前項の標識の設置場所は、当該建造物又は当該樹木の所有者と協議して決定するものとする。

（景観重要建造物等の現状変更の許可）

第15条 法第22条第1項又は第31条第1項の許可を受けようとする者は、佐世保市景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第14号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、法第22条第1項又は第31条第1項の許可をしたときは、佐世保市景観重要建造物（樹木）現状変更許可書（様式第15号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（景観重要建造物等の指定の解除の通知）

第16条 法第27条第3項及び第35条第3項の規定による通知は、佐世保市景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（様式第16号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第17条 法第43条の規定による届出は、佐世保市景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第17号）により行うものとする。

(景観づくり団体の認定申請等)

第18条 条例第23条第2項の規定による景観づくり団体の認定の申請は、景観づくり団体認定申請書（様式第18号）に次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類
- (4) 過去1年間の活動状況報告書
- (5) その他市長が必要と認める図書

(景観づくり団体認定の通知)

第19条 市長は、条例第23条第1項の規定により景観づくり団体の認定をしたときは、景観づくり団体認定通知書（様式第19号）により、認定をしないときは景観づくり団体不認定通知書（様式第20号）により、当該申請者に通知するものとする。

(景観づくりの提案)

第20条 法第11条第1項又は第2項の規定により景観計画の策定又は変更の提案を行おうとする者は、佐世保市景観計画策定（変更）提案書（様式第21号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと判断したときは、佐世保市景観計画策定（変更）通知（様式第22号）により、その旨及びその理由を提案を行つた者に通知するものとする。

(景観づくり団体認定の取消)

第21条 市長は、条例第23条第1項の規定により認定した景観づくり団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき又は景観づくり団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により景観づくり団体の認定の取消をしたときは、すみやかに景観づくり団体認定取消通知書（様式第23号）により当該団体の代表者に通知するものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

附 則

この規則は平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の佐世保市景観条例施行規則様式第1号、様式第3号、様式第7号及び様式第8号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この規則は平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号、第3号、第4号及び第5号、第20条第2項、様式第2号並びに様式第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第12条関係）

行為	図面	
	種類	明示すべき事項等
建築物若しくは工作物の新築、増築、改築、移転若しくは外観の変更又はこれらに伴う木竹の伐採若しくは植栽	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位 敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 擁壁、垣、さく、塀等の高さ及び長さ
	立面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	現況写真	行為地及び周辺の状況を現すもの

	その他市長が必要と認める図面等	
開発行為	位置図	都市計画法による開発行為の許可の申請の際に添付する図面に準じて作成すること。
	現況図	植栽計画又は外構施設がある場合は、土地利用計画図にその概要を記載すること。
	計画図	
	断面図	
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図面等	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採など土地の形質の変更	位置図	採石法（昭和25年法律第291号）による許可の申請の際の添付図書に準じて作成すること。
	現況図	
	計画図	
	採掘終了措置図	
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図面等	
木竹の植栽又は伐採	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	現況図	
	計画図	
	現況図	行為地及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図面等	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	方位、敷地の形状及び寸法 物品の集積又は貯蔵の位置 遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 敷地の接する道路の位置及び幅員 隣接地との高低差 付近の土地利用の現況
	断面図又は立面図	
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図面等	

	と認める図面等	
水面の埋立て、干拓	位置図	
	現況図	
	計画図	
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要 と認める図面等	

別表第2（第4条の2関係）

佐世保市景観計画区域

行為の種類	行為の規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が3,000平方メートルを超えるもの又は高さが5メートルを超えるのり面を生じるもの
木竹の植栽又は伐採	面積が3,000平方メートルを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	期間が6月を超える、かつ、面積が500平方メートル又は高さが5メートルを超えるもの
水面の埋立て又は干拓	面積が3,000平方メートルを超えるもの又は高さが5メートルを超えるのり面を生じるもの

別表第3（第4条の2関係）

(1) 黒島地区重点景観計画区域

行為の種類	行為の規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が100平方メートルを超えるもの又は幅員が2メートルを超える河川及び水路等並びに道路及び農道等の新設、改修等を行うもの
木竹の植栽又は伐採（農業等を営むために行う行為を除く。）	面積が100平方メートルを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	期間が6月を超える、かつ、面積が100平方メートルを超えるもの

水面の埋立て又は干拓	面積が 100 平方メートルを超えるもの
------------	----------------------

(2) 三川内山地区重点景観計画区域

行為の種類	行為の規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が 100 平方メートルを超えるもの若しくは高さが 1.5 メートルを超えるのり面を生じるもの又は幅員が 2 メートルを超える河川及び水路等並びに道路及び農道等の新設、改修等を行うもの
木竹の植栽又は伐採（農業等を営むために行う行為を除く。）	面積が 100 平方メートルを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	期間が 6 月を超え、かつ、面積が 100 平方メートルを超えるもの

(3) 針尾送信所地区重点景観計画区域

行為の種類	行為の規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が 100 平方メートルを超えるもの若しくは高さが 1.5 メートルを超えるのり面を生じるもの又は幅員が 2 メートルを超える河川及び水路等並びに道路及び農道等の新設、改修等を行うもの
木竹の植栽又は伐採（農業等を営むために行う行為を除く。）	面積が 100 平方メートルを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	期間が 6 月を超え、かつ、面積が 100 平方メートルを超えるもの
水面の埋立て又は干拓	面積が 100 平方メートルを超えるもの

別表第 4（第 6 条関係）

佐世保市景観計画区域

行為の種類	行為の規模
法第16条第1項第1号に規定する行為	<p>1 延べ面積が1,000平方メートル以下であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 都市計画区域（都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。）のうち商業地域以外の地域及び都市計画区域外の建築物で、高さ（地盤面からの高さをいう。以下同じ。）が10メートル以下のものの建築等</p> <p>(2) 商業地域の建築物で、高さが15メートル以下のものの建築等</p> <p>2 前項各号に規定する建築物を除く建築等で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の延べ面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、当該各面で10平方メートル以下又は5分の1以下となるもの</p>
法第16条第1項第2号に規定する行為	<p>1 次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 擁壁であって、高さが10メートル以下となるものの建設等</p> <p>(2) 橋りようその他これに類するものであつて、長さが30メートル以下となるもの又は主構造物が路面等の上部に現出しないものの建設等</p> <p>(3) 前2号に規定するもの又は高架道路、高架鉄道、横断歩道橋及び跨線橋を除く工作物で、高さが15メートル以下となるものの建設等</p> <p>(4) 太陽光発電施設その他これに類するものの建設等</p> <p>2 前項各号に規定するものを除く建設等で、次の</p>

	<p>各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、当該各面で10平方メートル以下又は5分の1以下となるもの</p>
法第16条第1項第3号に規定する行為	区域面積が3,000平方メートル以下のもの

別表第5（第6条関係）

(1) 黒島地区重点景観計画区域

行為の種類	行為の規模
法第16条第1項第1号に規定する行為	<p>1 建築面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>2 前項に規定する建築物を除く建築等で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、当該各面で10平方メートル以下となるもの</p>
法第16条第1項第2号に規定する行為	<p>1 次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 擁壁であって、見附面積が10平方メートル以下となるものの建設等</p> <p>(2) 橋りようその他これに類するものであって、長さが2メートル以下となるもの</p> <p>(3) 前2号に規定するもの又は高架道路、高架鉄道、横断歩道橋及び跨線橋を除く工作物で、高さが3メートル以下となるものの建設等</p> <p>(4) 太陽光発電施設その他これに類するものの建設等</p> <p>2 前項各号に規定するものを除く建設等で、次の</p>

	<p>各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が 10 平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、当該各面で 10 平方メートル以下となるもの</p>
--	--

(2) 三川内山地区重点景観計画区域

行為の種類	行為の規模
法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する行為	<p>1 延べ面積が 10 平方メートル以下のもの</p> <p>2 前項に規定する建築物を除く建築等で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、当該各面で 10 平方メートル以下となるもの</p>
法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する行為	<p>1 次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 橋りようその他これに類するものであって、長さが 2 メートル以下となるもの</p> <p>(2) 前号に規定するもの又は高架道路、高架鉄道、横断歩道橋及び跨線橋若しくは太陽光発電施設その他これに類するものを除く工作物で、高さが 4 メートル以下となるものの建設等</p> <p>(3) 屋上に設置する太陽光発電施設その他これに類するものの建設等</p> <p>2 前項第 1 号及び第 2 号に規定するものを除く建設等で、次の各号のいずれかに該当するもの(太陽光発電施設その他これに類するものの建設等を除く。)</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合</p>

	計が 10 平方メートル以下となる増築又は改築 (2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、当該各面で 10 平方メートル以下となるもの
法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為	区域面積が 100 平方メートル以下のもの

(3) 針尾送信所地区重点景観計画区域

行為の種類	行為の規模
法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する行為	1 延べ面積が 10 平方メートル以下のもの 2 前項に規定する建築物を除く建築等で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、当該各面で 10 平方メートル以下となるもの
法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する行為	1 次の各号のいずれかに該当するもの (1) 橋りようその他これに類するものであって、長さが 2 メートル以下となるもの (2) 前号に規定するもの又は高架道路、高架鉄道、横断歩道橋及び跨線橋若しくは太陽光発電施設その他これに類するものを除く工作物で、高さが 4 メートル以下となるものの建設等 (3) 屋上に設置する太陽光発電施設その他これに類するものの建設等 2 前項第 1 号及び第 2 号に規定するものを除く建築等で、次の各号のいずれかに該当するもの(太陽光発電施設その他これに類するものの建設等を除く。) (1) 増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合

	<p>計が 10 平方メートル以下となる増築又は改築</p> <p>(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、当該各面で 10 平方メートル以下となるもの</p>
法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為	区域面積が 100 平方メートル以下のもの

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内等行為事前協議書

年　月　日

佐世保市長様

届出者　住所

氏名

印

電話

佐世保市景観条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり景観計画区域内等における行為について事前協議を申し出ます。

行為の場所					
区域の名称	<input type="checkbox"/> 景観計画区域（重点景観計画区域以外） <input type="checkbox"/> 重点景観計画区域（地区）				
ゾーン別 (重点以外)	<input type="checkbox"/> 都心まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 山なみゾーン		<input type="checkbox"/> 沿道まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 島・半島ゾーン		
用途地域等	<input type="checkbox"/> 商業地域		<input type="checkbox"/> その他		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)			
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)			
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為				
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他の土地の形質の変更				
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採				
	屋外における (<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 他の物件) の堆積				
	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 水面の干拓				
用途		現地の状況			
行為の期間	年　月　日　～　年　月　日				
設計者	住所			電話	
	会社名			氏名	
施工者	住所			※受付欄	
	会社名				
	氏名				
	電話				

建築物 (棟別)			計画に係る部分	計画以外の部分	合計(全体)
	建築面積		m ²	m ²	m ²
	延べ面積		m ²	m ²	m ²
	高さ		m	m	
	構造		階数	地上 階 地下 階	
	屋上に設置する		<input type="checkbox"/> 高架水槽	m <input type="checkbox"/> 冷却塔	m
	建築設備		<input type="checkbox"/> アンテナ	m <input type="checkbox"/> その他()	m
	仕上げ材料	屋根			
		外壁			
	色彩 (マンセル値)	屋根			
		外壁			
工作物			計画に係る部分	計画以外の部分	合計(全体)
	建築面積		m ²	m ²	m ²
	高さ		m	m	
	構造				
	仕上げ材料			色彩 (マンセル値)	
開発行為	全体面積		m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法			のり面最高高さ	m
土地の形質 の変更等	全体面積		m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法 (張芝、種子吹付等)	切土		のり面最高高さ	切土 m
		盛土			盛土 m
木竹の植栽 又は伐採	全体面積		m ²		
	植栽面積		m ²	伐採面積	m ²
屋外における堆積等	敷地面積		m ²	堆積面積	m ²
	堆積の最高高さ		m	堆積物の種類	
	堆積の期間		年 月 日	年 月 日	
水面の埋立て又は干拓	行為の概要				

※添付資料 ①チェックシート

②図面 [建築物 (□位置図 □平面図 □立面図 □色彩がわかる資料 (パース等))

工作物・その他 (□位置図 □平面図 □立面図 □その他の資料)]

③写真

様式第1号の2（第3条関係）

年　月　日

重点景観計画区域内行為事前協議書

佐世保市長　　様

届出者　　住 所

氏 名

印

電 話

佐世保市景観条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり重点景観計画区域内における行為について事前協議を申し出ます。

行為の場所： 佐世保市

[重点景観計画区域名：_____地区重点景観計画]

- 行為の種類：
- 建築物の新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
 - 工作物の新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
 - 土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採・その他の土地の形質の変更
 - 木竹の植栽又は伐採
 - 屋外における（土石・廃棄物・再生資源・その他の物件）の堆積
 - 水面の埋立て又は干拓

行為の詳細内容（※行為の規模、時期など）

備考欄

様式第2号（第4条関係）

事前協議内容通知書

第 号

年 月 日

様

佐世保市長

印

年 月 日付けで佐世保市景観条例第4条第1項の規定により提出の
あった件については、下記の内容で協議を行いましたので通知します。

記

- 1 行為の所在地
- 2 行為の種類
- 3 協議内容
- 4 備考

本通知書は、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知の際に必要となりますので保管に注意して下さい。

以上

様式第3号（第5条関係）

景観計画区域内等行為届出書

年　月　日

佐世保市長様

届出者　住 所

氏 名

印

電 話

景観法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり景観計画区域内等における行為について届け出ます。

行為の場所				
区域の名称	<input type="checkbox"/> 景観計画区域（重点景観計画区域以外） <input type="checkbox"/> 重点景観計画区域（地区）			
ゾーン別 (重点以外)	<input type="checkbox"/> 都心まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 山なみゾーン		<input type="checkbox"/> 沿道まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 島・半島ゾーン	
用途地域等	<input type="checkbox"/> 商業地域		<input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
		<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
		<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他の土地の形質の変更		
		<input type="checkbox"/> 木竹の植栽 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採		
		屋外における (<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他の物件) の堆積		
		<input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 水面の干拓		
用 途			現 地 の 状 況	
行為の期間	年　月　日　～　年　月　日			
設 計 者	住 所			電 話
	会社名			氏 名
施 工 者	住 所			※ 受 付 欄
	会社名			
	氏 名			
	電 話			

		計画に係る部分	計画以外の部分	合計（全体）
建築物 (棟別)	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	構造		階数	地上 階 地下 階
	屋上に設置する建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 m <input type="checkbox"/> 冷却塔 m <input type="checkbox"/> アンテナ m <input type="checkbox"/> その他 () m		
	仕上げ材料	屋根		
		外壁		
	色彩	屋根		
	(マンセル値)	外壁		
		計画に係る部分	計画以外の部分	合計（全体）
工作物	築造面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	構造			
	仕上げ材料		色彩 (マンセル値)	
開発行為	全体面積	m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法		のり面最高高さ	m
土地の形質 の変更等	全体面積	m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法 (張芝、種子吹付等)	切土	のり面最高高さ	切土 m
		盛土		盛土 m
木竹の植栽 又は伐採	全体面積	m ²		
	植栽面積	m ²	伐採面積	m ²
屋外における堆積等	敷地面積	m ²	堆積面積	m ²
	堆積の最高高さ	m	堆積物の種類	
	堆積の期間	年 月 日	～	年 月 日
水面の埋立て又は干拓	行為の概要			

※添付資料 ①事前協議内容通知書の写し

②図面 [建築物 (□位置図 □平面図 □立面図 □色彩がわかる資料 (パース等))
工作物・その他 (□位置図 □平面図 □立面図 □その他の資料)]

様式第3号の2（第5条関係）

景観計画区域内等行為変更届出書

年　月　日

佐世保市長様

届出者　住 所

氏 名

印

電 話

景観法第16条第1項の規定に基づき届け出た景観計画区域内等における行為について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり変更を届け出ます。

行為の場所				
区域の名称	<input type="checkbox"/> 景観計画区域（重点景観計画区域以外） <input type="checkbox"/> 重点景観計画区域（地区）			
ゾーン別 (重点以外)	<input type="checkbox"/> 都心まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 山なみゾーン		<input type="checkbox"/> 沿道まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 島・半島ゾーン	
用途地域等	<input type="checkbox"/> 商業地域		<input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
		<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
		<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他の土地の形質の変更		
		<input type="checkbox"/> 木竹の植栽 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採		
		屋外における (<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 他の物件) の堆積		
		<input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 水面の干拓		
用 途			現 地 の 状 況	
行為の期間	年　月　日　～　年　月　日			
設 計 者	住 所			電 話
	会社名			氏 名
施 工 者	住 所			※ 受 付 欄
	会社名			
	氏 名			
	電 話			

建築物 (棟別)			計画に係る部分	計画以外の部分	合計(全体)
	建築面積		m ²	m ²	m ²
	延べ面積		m ²	m ²	m ²
	高さ		m	m	
	構造			階数	地上 階 地下 階
	屋上に設置する		<input type="checkbox"/> 高架水槽	m <input type="checkbox"/> 冷却塔	m
	建築設備		<input type="checkbox"/> アンテナ	m <input type="checkbox"/> その他()	m
	仕上げ材料	屋根			
		外壁			
	色彩 (マンセル値)	屋根			
		外壁			
工作物			計画に係る部分	計画以外の部分	合計(全体)
	築造面積		m ²	m ²	m ²
	高さ		m	m	
	構造				
	仕上げ材料			色彩 (マンセル値)	
開発行為	全体面積		m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法			のり面最高高さ	m
土地の形質 の変更等	全体面積		m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法 (張芝、種子吹付等)	切土		のり面最高高さ	切土 m
		盛土			盛土 m
木竹の植栽 又は伐採	全体面積		m ²		
	植栽面積		m ²	伐採面積	m ²
屋外における堆積等	敷地面積		m ²	堆積面積	m ²
	堆積の最高高さ		m	堆積物の種類	
	堆積の期間 年 月 日 ~ 年 月 日				
水面の埋立て又は干拓	行為の概要				

※添付資料 ①適合通知書の写し

②変更図面【建築物（□位置図 □平面図 □立面図 □色彩がわかる資料（ペース等））
工作物・その他（□位置図 □平面図 □立面図 □その他の資料）】

様式第4号（第7条関係）

適合通知書

第 号

年 月 日

様

佐世保市長 印

年 月 日付けて景観法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出のあった又は同条第5項の規定により通知した下記の件については、佐世保市景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めますので通知します。

記

1 行為の所在地

2 行為の種類

3 協議内容

4 備考

以上

様式第4号の2（第7条関係）

景観計画区域内等行為追加資料報告書

年　月　日

佐世保市長様

届出者　住所

(通知者) 氏名

印

電話

佐世保市景観条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、次のとおり景観計画区域内等における行為について提出します。

行為の場所					
区域の名称	<input type="checkbox"/> 景観計画区域（重点景観計画区域以外） <input type="checkbox"/> 重点景観計画区域（地区）				
ゾーン別 (重点以外)	<input type="checkbox"/> 都心まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 山なみゾーン		<input type="checkbox"/> 沿道まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 島・半島ゾーン		
用途地域等	<input type="checkbox"/> 商業地域		<input type="checkbox"/> その他		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)			
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)			
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為				
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他の土地の形質の変更				
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採				
	屋外における (<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 他の物件) の堆積				
	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 水面の干拓				
用途		現地の状況			
行為の期間	年　月　日　～　年　月　日				
設計者	住所			電話	
	会社名			氏名	
施工者	住所			※受付欄	
	会社名				
	氏名				
	電話				

建築物 (棟別)			計画に係る部分	計画以外の部分	合計(全体)
	建築面積		m ²	m ²	m ²
	延べ面積		m ²	m ²	m ²
	高さ		m	m	
	構造			階数	地上 階 地下 階
	屋上に設置する		<input type="checkbox"/> 高架水槽	m <input type="checkbox"/> 冷却塔	m
	建築設備		<input type="checkbox"/> アンテナ	m <input type="checkbox"/> その他()	m
	仕上げ材料	屋根			
		外壁			
	色彩 (マンセル値)	屋根			
		外壁			
工作物			計画に係る部分	計画以外の部分	合計(全体)
	築造面積		m ²	m ²	m ²
	高さ		m	m	
	構造				
	仕上げ材料			色彩 (マンセル値)	
開発行為	全体面積		m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法			のり面最高高さ	m
土地の形質 の変更等	全体面積		m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法 (張芝、種子吹付等)	切土		のり面最高高さ	切土 m
		盛土			盛土 m
木竹の植栽 又は伐採	全体面積		m ²		
	植栽面積		m ²	伐採面積	m ²
屋外における堆積等	敷地面積		m ²	堆積面積	m ²
	堆積の最高高さ		m	堆積物の種類	
	堆積の期間 年 月 日 ~ 年 月 日				
水面の埋立て又は干拓	行為の概要				

※添付資料 ①適合通知書の写し

②変更図面【建築物（□位置図 □平面図 □立面図 □色彩がわかる資料（ペース等））
工作物・その他（□位置図 □平面図 □立面図 □その他の資料）】

様式第5号（第9条関係）

勧告書

佐世保市指令 第 号

様

景観法第16条第3項の規定に基づき、 年 月 日までに次の措置を講ずるよう勧告します。

年 月 日

佐世保市長

印

行為の場所	
行為の種類	
勧告の内容	
備考	

以上

様式第6号（第10条関係）

命令書

佐世保市指令 第 号

様

景観法第17条第1項又は第5項の規定に基づき、 年 月 日までに次の措置をとるよう命じます。なお、期限までにこの命令に従わないときは、景観法第101条又は第102条の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

年 月 日

佐世保市長

印

行為の場所	
行為の種類	
命令の内容	
備考	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐世保市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐世保市を被告として（訴訟において佐世保市を代表する者は佐世保市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

様式第7号（第11条関係）

景観計画区域内等行為完了届出書

年　月　日

佐世保市長様

届出者	住所	印
氏名		
電話		

景観法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定により通知に係る行為を完了したので、佐世保市景観条例第10条の規定により、次のとおり届けます。

届出番号			届出年月日	年　月　日
行為の場所	佐世保市			
設計者	住所		電話	
	会社名		氏名	
施工者	住所		電話	
	会社名		氏名	

行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	
		<input type="checkbox"/> 外観の変更	(<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)			
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	
		<input type="checkbox"/> 外観の変更	(<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)			
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為				
		<input type="checkbox"/> 土地の開墾	<input type="checkbox"/> 土石の採取	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採		
		<input type="checkbox"/> 他の土地の形質の変更				
<input type="checkbox"/> 木竹の植栽		<input type="checkbox"/> 木竹の伐採				
<input type="checkbox"/> 屋外における (<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 他の物件) の堆積						
	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て	<input type="checkbox"/> 水面の干拓				
行為の期間	年　　月　　日	～	年　　月　　日			

※添付資料 ①適合通知書の写し

②写真 [建築物 (屋上 外壁4面)、工作物・その他 (遠景 近景)]

様式第8号（第12条関係）

景観計画区域内等行為通知書

年　月　日

佐世保市長様

通知者　住 所

氏 名

印

電 話

景観法第16条第5項の規定に基づき、次のとおり景観計画区域内等における行為について通知します。

行為の場所				
区域の名称	<input type="checkbox"/> 景観計画区域（重点景観計画区域以外） <input type="checkbox"/> 重点景観計画区域（地区）			
ゾーン別 (重点以外)	<input type="checkbox"/> 都心まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 山なみゾーン		<input type="checkbox"/> 沿道まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 島・半島ゾーン	
用途地域等	<input type="checkbox"/> 商業地域		<input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
		<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
		<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他の土地の形質の変更		
		<input type="checkbox"/> 木竹の植栽 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採		
		屋外における (<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他の物件) の堆積		
		<input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 水面の干拓		
用 途			現 地 の 状 況	
行為の期間	年　月　日　～　年　月　日			
設 計 者	住 所			電 話
	会社名			氏 名
施 工 者	住 所			※ 受 付 欄
	会社名			
	氏 名			
	電 話			

		計画に係る部分	計画以外の部分	合計（全体）
建築物 (棟別)	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	構造		階数	地上 階 地下 階
	屋上に設置する建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 m <input type="checkbox"/> 冷却塔 m <input type="checkbox"/> アンテナ m <input type="checkbox"/> その他 () m		
	仕上げ材料	屋根		
		外壁		
	色彩	屋根		
	(マンセル値)	外壁		
		計画に係る部分	計画以外の部分	合計（全体）
工作物	築造面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	構造			
	仕上げ材料		色彩 (マンセル値)	
開発行為	全体面積	m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法		のり面最高高さ	m
土地の形質 の変更等	全体面積	m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法 (張芝、種子吹付等)	切土	のり面最高高さ	切土 m
		盛土		盛土 m
木竹の植栽 又は伐採	全体面積	m ²		
	植栽面積	m ²	伐採面積	m ²
屋外における堆積等	敷地面積	m ²	堆積面積	m ²
	堆積の最高高さ	m	堆積物の種類	
	堆積の期間	年 月 日	～	年 月 日
水面の埋立て又は干拓	行為の概要			

※添付資料 ①事前協議内容通知書の写し

②図面 [建築物 (□位置図 □平面図 □立面図 □色彩がわかる資料 (パース等))
工作物・その他 (□位置図 □平面図 □立面図 □その他の資料)]

様式第8号の2（第12条関係）

景観計画区域内等行為変更通知書

年　月　日

佐世保市長様

通知者　住 所

氏 名

印

電 話

景観法第16条第5項の規定に基づき通知した景観計画区域内等における行為について、佐世保市景観条例施行規則第12条第2項の規定に基づき、次のとおり変更を通知します。

行為の場所				
区域の名称	<input type="checkbox"/> 景観計画区域（重点景観計画区域以外） <input type="checkbox"/> 重点景観計画区域（地区）			
ゾーン別 (重点以外)	<input type="checkbox"/> 都心まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 山なみゾーン		<input type="checkbox"/> 沿道まちなみゾーン <input type="checkbox"/> 島・半島ゾーン	
用途地域等	<input type="checkbox"/> 商業地域		<input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
		<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
		<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他の土地の形質の変更		
		<input type="checkbox"/> 木竹の植栽 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採		
		屋外における (<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 他の物件) の堆積		
		<input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 水面の干拓		
用 途			現 地 の 状 況	
行 为 の 期 间	年　月　日　～　年　月　日			
設 計 者	住 所			電 話
	会社名			氏 名
施 工 者	住 所			※ 受 付 欄
	会社名			
	氏 名			
	電 話			

建築物 (棟別)			計画に係る部分	計画以外の部分	合計(全体)
	建築面積		m ²	m ²	m ²
	延べ面積		m ²	m ²	m ²
	高さ		m	m	
	構造		階数	地上 階 地下 階	
	屋上に設置する		<input type="checkbox"/> 高架水槽	m <input type="checkbox"/> 冷却塔	m
	建築設備		<input type="checkbox"/> アンテナ	m <input type="checkbox"/> その他()	m
	仕上げ材料	屋根			
		外壁			
	色彩 (マンセル値)	屋根			
		外壁			
工作物			計画に係る部分	計画以外の部分	合計(全体)
	築造面積		m ²	m ²	m ²
	高さ		m	m	
	構造				
	仕上げ材料			色彩 (マンセル値)	
開発行為	全体面積		m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法			のり面最高高さ	m
土地の形質 の変更等	全体面積		m ²	行為面積	m ²
	のり面処理方法 (張芝、種子吹付等)	切土		のり面最高高さ	切土 m
		盛土			盛土 m
木竹の植栽 又は伐採	全体面積		m ²		
	植栽面積		m ²	伐採面積	m ²
屋外における堆積等	敷地面積		m ²	堆積面積	m ²
	堆積の最高高さ		m	堆積物の種類	
	堆積の期間 年 月 日 ~ 年 月 日				
水面の埋立て又は干拓	行為の概要				

※添付資料 ①適合通知書の写し

③変更図面【建築物（□位置図 □平面図 □立面図 □色彩がわかる資料（ペース等））
工作物・その他（□位置図 □平面図 □立面図 □その他の資料）】

様式第9号（第13条関係）

(表)

第 号		身 分 証 明 書	
		(変更命令等)	
住所	佐世保市八幡町一番一〇号		
氏名	佐世保市役所		
職名	年齢		
有効期限	年	月	日
年	月	日	
月	日		
日			
印			
佐世保市長			

右は、景観法第十七条第六項の規定による原状の回復等又は、同条第七項の規定による立ち入り検査もしくは、立ち入り調査を行う職員であることを証する。

(裏)

景観法（抜粋）	
第十七条（第一項から第五項まで省略）	
6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確定することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。	
7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。	
8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。	
(第九項省略)	

6. 5 c m

9 c m

様式第10号（第14条関係）

佐世保市景観重要
建造物
樹木 指定提案書

年　月　日

佐世保市長様

住 所

氏 名

申出者

印

電 話

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名

景観法
第20条第1項
第29条第1項 の規定により景観重要
建造物
樹木 の指定をしていただきた

く提案します。

建造物（樹木） の所有者氏名	
所有者の住所	
建造物の名称 若しくは 樹木の樹種	
建造物（樹木） の所在地	
建造物（樹木） の外観の特徴	
添付書類	(1) 位置図（縮尺二千五百分の一以上の図面） (2) 当該建造物（樹木）の写真（公共の場所から撮影したもの） (3) 所有者全員の同意書（提案者以外の所有者がいる場合）

※ 建造物又は樹木については、該当するものを○で囲んで下さい。

様式第11号（第14条関係）

佐世保市景観重要（建造物又は樹木）指定通知書

佐世保市指令 第 号

様

景観法（第19条1項又は第28条第1項）の規定により、下記のとおり景観重要（建造物又は樹木）に指定しましたので、景観法（第21条第1項又は第30条第1項）の規定により通知します。

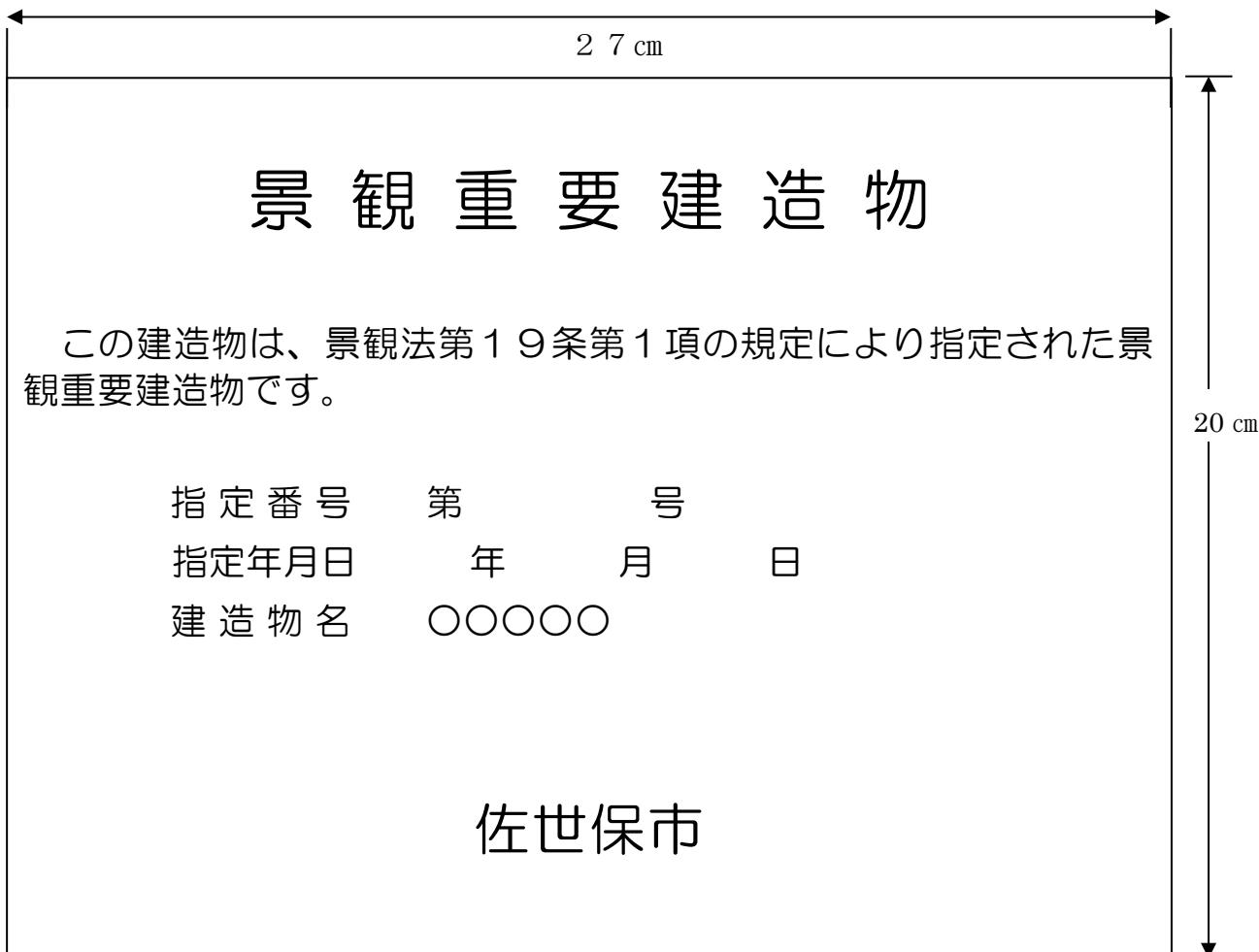
年 月 日

佐世保市長 印

指定番号	
指定年月日	
建造物（樹木）の名称	
建造物（樹木）の所在地	
建造物（樹木）の所有者の氏名住所	
指定の理由 (外観の特徴等)	
指定の範囲	

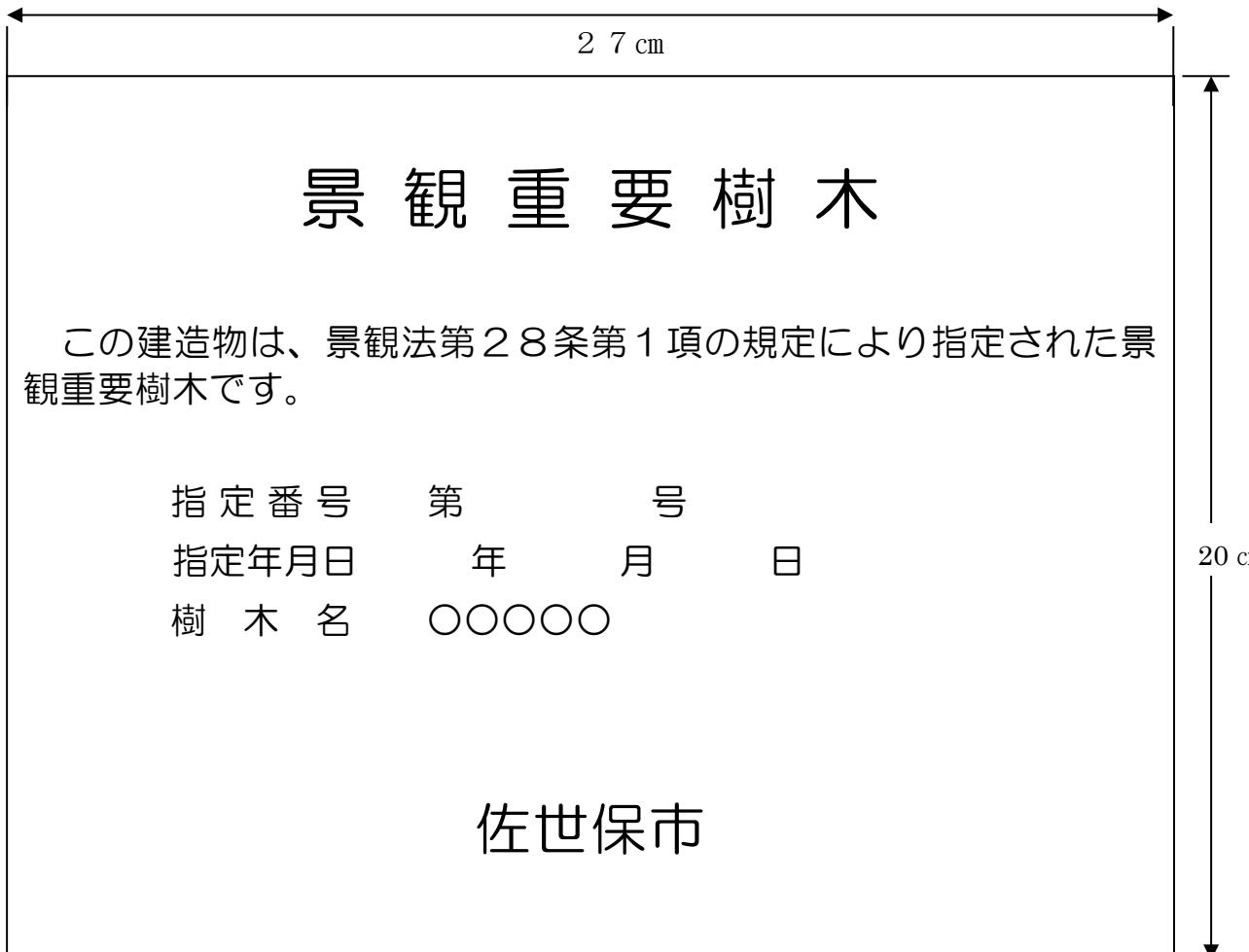
以上

景観重要建造物標識



様式第13号（第14条関係）

景観重要樹木標識



様式第14号（第15条関係）

佐世保市景観重要 建造物
樹木 現状変更許可申請書

年　月　日

佐世保市長様

住 所
氏 名 印
申出者
電 話 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名

景観法 第22条第1項
第31条第1項 の規定により、次のとおり景観重要 建造物
樹木 の現状変

更の許可を申請します。

指定番号	
指定年月日	
建造物（樹木）の名称	
建造物（樹木）の所在地	
建造物（樹木） の所有者氏名住所	
指定の理由 (外観の特徴等)	
指定の範囲	
現状変更行為の種類	
現状変更の場所	
設計又は施工方法	
着手予定日	年　月　日
完了予定日	年　月　日
添付書類	(1) 当該行為の設計仕様書及び設計図 (2) 位置図（縮尺二千五百分の一以上の図面） (3) 当該建造物及び当該行為の箇所の写真 (4) 所有者の意見書（提案者以外の所有者がいる場合）

※ 建造物又は樹木については、該当するものを○で囲んで下さい。

様式第15号（第15条関係）

佐世保市景観重要（建造物又は樹木）現状変更許可書

佐世保市指令 第 号

様

年 月 日に申請がありました景観重要（建造物又は樹木）現状変更許可申請について、佐世保市景観条例施行規則第15条第2項の規定により次のとおり許可しますので通知します。

年 月 日

佐世保市長

印

指定番号			
指定年月日			
建造物（樹木）の名称			
建造物（樹木）の所在地			
建造物（樹木）の所有者氏名住所			
指定の理由（外観の特徴等）			
指定の範囲			
現状変更行為の種類			
現状変更の場所			
設計又は施工方法			
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
許可条件			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐世保市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐世保市を被告として（訴訟において佐世保市を代表する者は佐世保市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

様式第16号（第16条関係）

佐世保市景観重要（建造物又は樹木）指定解除通知書

佐世保市指令 第 号

様

景観法（第27条第1項若しくは第2項、又は第35条第1項若しくは第2項）の規定により、佐世保市景観重要（建造物又は樹木）の指定を解除したので、景観法（第27条第3項又は景観法第35条第3項）の規定により通知します。

年 月 日

佐世保市長 印

指定番号	
指定年月日	
建造物（樹木）の名称	
建造物（樹木）の所在地	
建造物（樹木）の所有者氏名住所	
解除年月日	
解除した理由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐世保市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐世保市を被告として（訴訟において佐世保市を代表する者は佐世保市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

様式第17号（第17条関係）

佐世保市景観重要 建造物
樹木 所有者変更届出書

年　月　日

佐世保市長様

届出者　　住所
(新所有者)　氏名

印

景観法第43条の規定により次のとおり届け出ます。

指定番号	
指定年月日	
建造物（樹木）の名称	
建造物（樹木）の所在地	
建造物（樹木）の 旧所有者氏名住所	
建造物（樹木）の 新所有者氏名住所	
変更年月日	
変更理由	
備考	

※ 建造物又は樹木については、該当するものを○で囲んで下さい。

※ 所有の有無がわかる資料を添付して下さい。

※ 新所有者名の同意書（景観法第20条第1項の規定による提案に伴うもの）

様式第18号（第18条関係）

景観づくり団体認定申請書

年　月　日

佐世保市長様

団体名

代表者住所

代表者名

印

連絡先（電話）

佐世保市景観条例第23条第2項の規定に基づき、次のとおり景観づくり団体の認定をして
いただきたく申請します。

活動区域の名称	
事務所の所在地	
主な活動内容	
関係書類	(1) 規約 (2) 活動区域を示す図面 (3) 構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類 (4) 過去1年間の活動状況報告書 (5) その他

様式第19号（第19条関係）

景観づくり団体認定通知書

佐世保市指令第 号

様

年 月 日に申請がありました景観づくり団体の認定について、下記のとおり認定しましたので、佐世保市景観条例施行規則第19条の規定により通知します。

年 月 日

佐世保市長

印

活動区域の名称 及び所在地	
景観形成予定 地区の区域	
景観形成の目標 及び考え方	

以上

様式第20号（第19条関係）

景観づくり団体不認定通知書

佐世保市指令 第 号

様

年 月 日に申請がありました景観づくり団体の認定について、下記の理由により不認定としましたので、佐世保市景観条例施行規則第19条の規定により通知します。

年 月 日

佐世保市長 印

名称及び所在地	
不認定理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐世保市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐世保市を被告として（訴訟において佐世保市を代表する者は佐世保市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

様式第21号（第20条関係）

佐世保市景観計画策定（変更）提案書

年　月　日

佐世保市長様

住 所
氏 名 印
申出者
電 話

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名

景観法第11条
の規定により佐世保市景観計画策定（変更）について、下記
の図書を添えて提案します。

記

- (1) 景観計画の素案
- (2) 法第11条第3項の同意を証する書類

以 上

※ 個人又は団体については、該当するものを○で囲んで下さい。

様式第22号（第20条関係）

佐世保市景観計画策定（変更）提案に関する通知

年　月　日

様

佐世保市長

印

年　月　日に申請がありました佐世保市景観計画策定（変更）提案について、景観法
第14条第1項の規定により下記のとおり通知します。

提案に対する判断	
判断の理由	

以　上

様式第23号（第21条関係）

景観づくり団体認定取消通知書

佐世保市指令 第 号

様

佐世保市景観条例施行規則第21条第1項の規定により、景観づくり団体の認定を取り消しましたので、佐世保市景観条例施行規則第21条第2項の規定により通知します。

年 月 日

佐世保市長 印

景観づくり団体 の名称	
認定番号 及び 認定年月日	
取消年月日	
取消の理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐世保市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐世保市を被告として（訴訟において佐世保市を代表する者は佐世保市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上